

令和8年度スポーツ施設利用費用補助について

■補助金額

1事業所1回につき500円(年度内3回まで)

■補助対象

ハートプル会員で補助申込をして承認を受けた会員に限ります。(スポーツ施設利用費用補助金支給申請書提出時に会員であること。)スポーツ施設(ベイコム野球場・テニスコート)を利用した加入事業所の会員で、スポーツ施設(ベイコム野球場・テニスコート)を利用した際にスポーツ振興事業団が発行した利用許可書兼領収書(コピー可)が提出できること。

※ご提出いただいた書類等は返却いたしませんので、予めご了承のうえ、ご提出ください。

■申込方法

スポーツ施設利用費用補助金支給申請書に必要事項をご記入のうえ、事業所単位でハートプル窓口へ期限までにお申し込みください。

★提出期限:年度内最終は、令和9年1月31日(日)

※申請は、1回ずつでも、3回分まとめてでも申請できます(各利用日の記入と利用許可書兼領収書(コピー可)の提出は必須です)。

※持参または郵送(FAX可)

■スポーツ施設利用費用補助金支給申請(支払明細)について

補助金申請に必要となるスポーツ振興事業団発行の利用許可書兼領収書(領収書の宛名には、加入事業所名またはチーム名、利用者名、使用施設「ベイコム野球場・テニスコート」が明記されていること。)を必ず保管しておいてください。

★スポーツ施設の利用が終わったら、スポーツ施設利用費用補助金支給申請書及び利用許可書兼領収書(コピー可。)を添えて、申請書提出期限までにハートプル窓口へ提出してください。

★利用許可書兼領収書(コピー可)は、必ず添付して下さい。その他書類(請求書等)では、受付することができません。

※ご提出いただいた利用許可書兼領収書(コピー可)は返却いたしませんので、予めご了承ください。

★申請書提出期限:年度内最終は、令和9年2月28日(日)

※提出期限を過ぎますと補助が出ませんのでご注意ください。

※持参または郵送(FAX不可)

■補助金のお支払いについて

補助金額を、事業所の給付金振込指定口座に振り込みます。

★振込予定日:年度内最終は、令和9年3月下旬予定

★申込先・問い合わせ先

〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6番68号 尼崎市中小企業センターaiR(アイル)3階
公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構 ハートプル事務局

TEL: 06-6482-5591 FAX: 06-6488-9600